

Q：新型コロナに罹患し、療養を終えて現在回復しているもののPCR検査を行っても陽性判定が続いていますが、陰性の結果になるまで日本に帰国・入国できないですか。

A：新型コロナに罹患し、必要な療養（カタルでは10日間の隔離）を終えて現在回復しているにもかかわらず、PCR検査を何度行っても陽性判定が続いてしまう方で、以下1のいずれかに該当する場合には、以下2の書類をメールに添付の上、当館領事班（eojqatar@dh.mofa.go.jp）宛てにご相談ください。

提出書類が要件に合致することを条件として、在外公館が領事レターを作成し、それを陰性証明書に代えて日本に入国できる場合があります（陽性でも陰性でもない場合は本措置の対象外です）。

#### 1 対象者

- ①日本国籍の方
- ②在留資格保持者の方で再入国の場合
- ③日本国籍者・永住者の配偶者又は子の新規入国の場合など

#### 2 必要書類

- ①旅券の予定事項ページの写し
- ②日本帰国・入国予定のフライト情報（eチケット写し等）
- ③新型コロナウイルスの1回目PCR陽性結果、
- ④感染から7日目に受検した2回目PCR陽性結果
- ⑤コロナ陽性と判定された後に療養期間を徒過し、新型コロナから回復している旨を記した医療機関等の診断書等（様式自由）

新型コロナの療養期間終了後に、再度検査した結果が陽性となった検査結果は、厚労省が有効と認める検体及び検査方法に限りますのでご注意ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

#### 3 所要日数

ご相談をいただいてからレターを作成するまでに3営業日程度かかりますので、特に帰国・入国予定日が接近している場合には、必ず必要書類をご準備の上、お早めにご相談ください。

#### 4 レターの受領

当館の開館時間中にレターの交付を行いますので、旅券原本をご持参ください。料金は無料となります。

## 5 注意事項

同レターを所持していても、搭乗の可否については航空会社の判断となることから、当館が搭乗を保証するものではありません。